

# 令和8年度東川町きた住まいる建設推進事業

住宅性能向上に資する「きた住まいる住宅」の普及促進を目的に、新築住宅の建築経費に対して補助します。

## ●補助金交付要綱（以下抜粋）を満たす住宅を新築（購入）する場合

- 【条件】
- 住宅本体の床面積が 78.7 m<sup>2</sup>以上であること
  - 東川風住宅設計指針に定める審査基準を満たすこと（景観への配慮等）
  - 北海道が定める「きた住まいる」に登録された戸建専用住宅であること
  - 道産材を使用すること 0.03m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup> 以上
  - UA値（外皮平均熱貫流率）：0.28W/m<sup>2</sup>・K以下 ※熱回収計算を含まない
  - C値（相当隙間面積）：0.5cm<sup>2</sup>/m<sup>2</sup> 以下
  - 着手前に必要書類を提出し、交付決定を受けること
- ※詳細は要綱を参照ください

【補助金額】 事業費の 1/2 以内で上限 100 万円の補助（町内業者は上限 150 万円）  
二世帯住宅の場合は、上限 200 万円の補助（町内業者は上限 300 万円）

【加算. 1】 ●北方型住宅 2020 の基準に適合する場合、補助金の額に 50 万円を上乗せ  
※【北方型住宅 2020】とは下記の基準を満たす住宅をいう。  
・耐震等級 2 以上 ・高齢者等対策等級 3 以上 ・維持管理対策等級 3  
・劣化対策等級 3 ・一次エネルギー消費性能等級 5

【加算. 2】 ●北方型住宅 ZERO の基準に適合し、2 日以上展示の用に供し  
令和9年2月26日までに事業を完了 する場合、補助金の額に 50 万円を上乗せ  
※【北方型住宅 ZERO】とは、ゼロカーボン北海道の実現に向け、高い省エネ性能を有する「北方型住宅 2020」をベースに、更なる断熱性能の強化、再生可能エネルギーの活用、道産木材の活用などの脱炭素化に資する対策を地域特性等に応じて組み合わせる、北海道独自のブランドです。

**「きた住まいる」とは**  
北海道が定めたルールを守り、「安心して良質な家づくり」ができる住宅事業者（きた住まいるメンバー）に登録、公開する制度です。

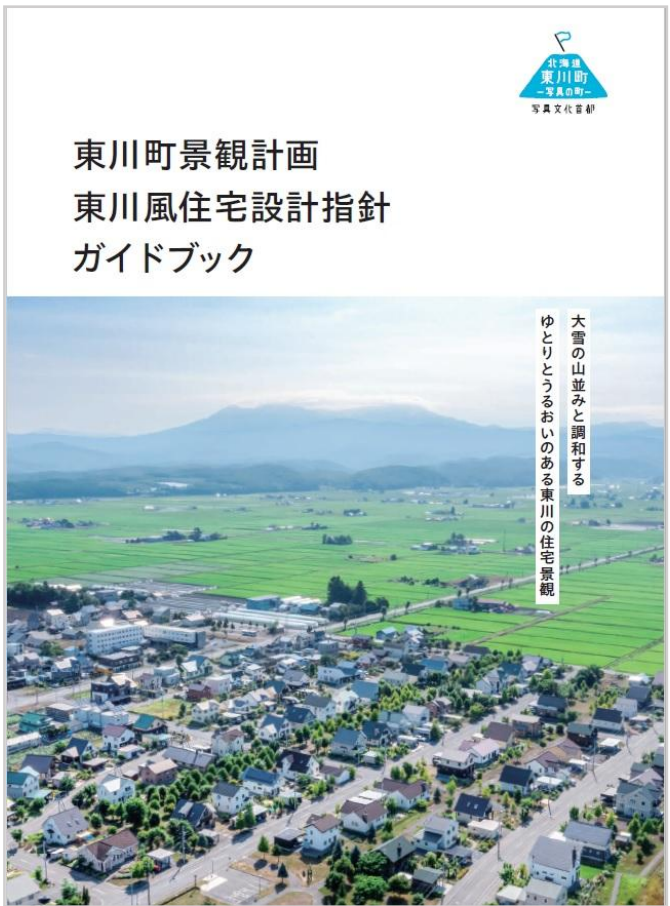
「きた住まいるサポートシステム」を活用して住宅の建築・維持保全に関する記録の保管をします。安心して住まいを維持していくためには、家づくりに関する記録を大切に保管することで、リフォームや将来の住み替えの際に活用することができます。「きた住まいるサポートシステム」により保管した場合には、30年間安心して保管できるほか、ウェブ上でいつでも閲覧することができます。

**二世帯住宅の要件**  
固定資産税の軽減措置を受けられる住宅  
構造上の独立性、利用上の独立性をもつ住宅をいう。

- 構造上の独立性とは、1棟の家屋で2世帯が壁やドア等により遮断され、構造上独立していることをいう。
- 利用上の独立性とは、2世帯が独立して生活できるよう専用の玄関、台所、トイレがあり、利用上独立していることをいう。

※【フラット 35】地域連携型対象  
フラット 35 は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する最長 35 年の全期間固定金利住宅ローンです。  
住宅金融支援機構が指定する条件を満たすことで、35 年間の固定金利のうち当初 5 年間の金利が 0.25% 低減されることとなります。

【注意】 本制度と補助対象が重複する国や道の補助制度との併用はできません。



写真文化首都「写真の町」東川町  
都市建設課建設室  
tel 0166-82-2111

## 東川町きた住まいる建設推進事業の流れ

申 請 者	東 川 町
<p><b>1. 認定申請書の提出</b>                    <b>【建物の認定】</b></p> <p>[内容] 東川風住宅設計指針の認定申請書を提出</p> <p>[書類]</p> <p><input type="checkbox"/>事業認定申請書   <input type="checkbox"/>付近見取図</p> <p><input type="checkbox"/>配置図（住宅本体、付属建築物）   <input type="checkbox"/>平面図</p> <p><input type="checkbox"/>着色立面図   <input type="checkbox"/>屋根伏図   <input type="checkbox"/>外部仕上表</p> <p><input type="checkbox"/>面積表   <input type="checkbox"/>設計性能評価書（写）等</p> <p><input type="checkbox"/>きた住まいるメンバー登録証（写）</p> <p><input type="checkbox"/>きた住まいる住宅概要シート（仮確定）</p> <p><input type="checkbox"/>その他必要な図面</p>	<p><b>2. 認定通知書の発行</b></p> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定申請書の内容を審査</li> <li>・申請者に認定通知書を交付</li> </ul>
<p><b>2. 補助金等交付申請書の提出</b></p> <p style="text-align: center;"><b>《補助対象工事の整理》</b></p> <p>[内容] 補助対象物件を選定し補助金交付申請書を提出</p> <p>[書類]</p> <p><input type="checkbox"/>補助金等交付申請書（別記1号）</p> <p><input type="checkbox"/>事業計画書（別記3号）</p> <p><input type="checkbox"/>算出調書（別記4号）</p> <p><input type="checkbox"/>内訳書（別記5号）   <input type="checkbox"/>見積書（写）</p> <p><input type="checkbox"/>委任状   <input type="checkbox"/>同意書   <input type="checkbox"/>口座振替申出書</p>	<p><b>4. 交付決定通知の発行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金等の交付決定について（別記10号）</li> <li>・補助金指令書（別記9号）</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付申請書の内容を審査</li> <li>・個人情報照会</li> <li>・補助金交付決定通知を交付</li> </ul>
<p>着 工</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>完 了</p>	

- ・ 交付決定前の着工は認められません。
- ・ 申請の内容に変更が生じた場合は、計画変更等の処理が必要です。
- ・ 完了時に工事実施確認写真を提出いただきますので、必要箇所を撮影してください。

着 工  
↓  
完 了

申 請 者

東 川 町

5. 完了検査申請書の提出 **【建物の認定】**

[内容]

認定を受けた住宅の完成時に完了検査申請書を提出

[書類]

- 完了検査申請書 外観写真

6. 補助事業に係る工事等完了届の提出

《補助対象工事関係》

[内容]

補助物件の完成納入後に工事等完了届を提出

[書類]

- 補助事業に係る工事等完了届（別記 19 号）  
契約書（写） 外観写真  
気密測定試験の結果を示すもの（写）  
※測定師または責任者の印のある報告書、試験中の写真、試験箇所（平面図）を添付すること  
工事実施確認写真  
地域材（道産材）の使用及び数量を示すもの（写）

8. 補助事業等実績報告書の提出

《補助対象工事関係》

[内容]

補助事業完了後に実績報告書を提出

[書類]

- 実績報告書（別記 21 号）  
事業実績書（別記 3 号）  
内訳精算書（別記 5 号）  
補助金等精算書（別記 22 号）  
領収書（写）  
住宅履歴情報保管書（写）  
住宅ラベリングシート

◇北方型 ZERO：2 日以上展示したことを示すもの

◇北方型 ZERO の場合 2 月末日提出期限

7. 完了検査実施

**【建物の認定】**

《補助対象工事関係》

[内容]

- ・申請のとおり完成しているか現地確認

9. 確定通知（振込のご案内）の発行

[内容]

- ①実績報告書の内容を審査  
②補助金確定通知を交付

[書類]

- ・補助金の額の確定について（別記 24 号）